

総務委員会

令和8年1月23日(金)
10時00分～ 時 分
全員協議会室

【委員】沖田委員長、柳楽副委員長、

戸津川委員、岡本委員、佐々木委員、西田清久委員、川神委員

【議長・委員外議員】

【執行部】

(地域政策部) 田中地域政策部長、永田まちづくり社会教育課長

(金城支所) 市原金城支所長、渡邊金城支所防災自治課長

【事務局】森井書記

【議題】

1 執行部報告事項

- (1) 浜田市まちづくり総合交付金制度の改正(案)について
- (2) 金城支所周辺施設整備事業の進捗について
- (3) その他

【まちづくり社会教育課】

【金城支所防災自治課】

2 行政視察について(委員間で協議)

3 【取組課題】防災・減災について(委員間で協議)

4 その他

浜田市まちづくり総合交付金制度の改正（案）について

今年度、浜田市まちづくり総合交付金制度検証・検討委員会において検討していただいた本制度について、令和8年度に次のとおり改正を予定していますので報告します。

改正内容

1 対象経費の拡充

(1) 備品購入費及び工事請負費の上限額見直し（地区まちづくり推進委員会のみ）

交付金の対象経費として、従前どおり上限額（備品購入費20万円未満、工事請負費60万円未満）を設けるが、地域として特に重要又は喫緊の課題を解決するために取り組む「課題解決特別事業」に限り、ソフト事業を実施するうえで必要となる備品購入費及び工事請負費の費目ごとの上限額を設けない。

【課題解決特別事業】

対象事業	交付上限額	備品購入費 工事請負費 上　限　額
地域課題解決のために新たに取り組む事業や既存の活動を拡充して取り組む事業	20万円以上 50万円以下	設定しない
複数年にわたって地域課題を解決するために取り組む事業や他団体へのモデルとなるような先進的な事業	20万円以上 100万円以下	
複数のまちづくり委員会又は複数のまちづくりセンターと連携して地域課題を解決するために取り組む事業であって、他団体へのモデルとなるような先進的なもの	20万円以上 200万円以下	

(2) 食糧費充当可能額の引き上げ

食糧費は、各行事につき、参加者1人あたりの充当可能額を税込み「1,500円（改正前：1,000円）」に引き上げる。

金城支所周辺施設整備事業の進捗について

1 事業に至る背景及び事業概要

金城支所庁舎は、建築後65年経過した上、耐震性能の指標（Is値）が低く早急な整備が必要でした。

また、金城高齢者生活福祉センター（さんあいホーム）は、空きスペースの利活用が課題となっていました。

これらのことから、安全確保のための支所庁舎整備に合わせて、①金城支所 ②さんあいホーム ③金城山村開発センター（みどりかいかん）の3施設を2施設に再編する計画を立て、「金城支所周辺施設整備事業」として改修工事を進めてきました。

具体的には、令和6年度にさんあいホーム改修工事を行い、みどりかいかん内にあった雲城まちづくりセンターを移転しました。

令和7年度はみどりかいかんの改修工事を行い、年度末に支所機能を1階へ移転する予定です。

2 みどりかいかん改修工事後の施設概要

(1) 建物用途 1階：市庁舎（金城支所）、2階：集会場（みどりかいかん）

(2) 延床面積 1,424.53 m² (1階 713.54 m²、2階 710.99 m²)

みどりかいかんは、今までと同様に市民の様々な活動に使用し、その際は、正面玄関から出入りし、休日・夜間に使用することもできます。

そのため、1階の支所執務室の窓口には、扉やシャッターを設けました。

定時後や閉庁時には施錠しますので、支所執務室への立ち入りはできません。

また、みどりかいかんは、引き続き「指定避難所」としています。

3 今後の予定

時期	内容
令和8年 3月定例会議	事業に関連する条例の廃止を上程 ※（金城老人福祉センター条例の廃止）
令和8年 3月29日（日）	金城支所庁舎引越し
3月30日（月）	みどりかいかん1階で支所業務開始
4月 1日（水）	みどりかいかん利用再開
7月以降	旧金城支所庁舎解体工事
令和9年 4月以降	解体跡地駐車場整備工事

※金城支所に併設の「金城老人福祉センター」は支所機能移転に伴い、用途廃止の予定です。これは「老人福祉センター」で行っていた健康相談等を移転先の健康相談室にて引き続き実施するためです。用途廃止後の「老人福祉センター」部分は支所庁舎の一部（会議室等）としての利用を予定しています。

なお、みどりかいかんの所在地は現支所庁舎と同一地番のため条例改正はありません。

4 施設レイアウト

改修後

